

令和3年第9回

北竜町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年9月7日(火) 午後1時35分から午後1時50分

2. 開催場所 すこやかセンター2階 会議室

3. 出席委員 (11人)

11番 水谷 茂樹 (会 長)	7番 善岡 浩樹 (会長代理)	
1番 松田 力	2番 中村 広治	3番 北清 裕邦
4番 植松 春雄	5番 澤田 正人	6番 藤崎 正雄
8番 川瀬 崇	9番 川島 史伸	10番 高田 秋光

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

第 1 会議録署名委員の選出	善岡 浩樹 川瀬 崇
第 2 会議書記の指名	川本局長、滝上推進員、手嶋主事、下浦主事
第 3 農政報告	参 与 南波課長
第 4 会務報告	事務局 川本局長
第 5 議事参与の制限	なし
第 6 議案第20号 農用地利用規程の認定に係る意見書について	

6. 農業委員会事務局職員

川本弥生事務局長・滝上和昭農地推進員・手嶋啓太主事・下浦健太主事

7. 参与

南波肇産業課長

事務局長(川本)	<p>只今から、令和3年第9回農業委員会を開催します。</p> <p>本日は、全11名の委員が出席で、会議規則第6条の規程により会議が成立しておりますので報告いたします。</p> <p>それでは、水谷会長より挨拶を頂き、議事の進行をお願いいたします。</p>
会 長 (水谷)	<p>収穫時期ですが、米の暴落やら緊急事態宣言やら良い話がないようであります。パラリンピックには感動して見ておりました。開催には賛否ありましたが、我々の心を動かしてくれたのは事実であります。それに比べ政治のゴタゴタは情けないですし、我々も五体満足で何をしているのだろうと深く考えさせられたところであります。</p>
議 長 (会長)	<p>これより令和3年 第9回農業委員会総会を開催致します。</p>
議 長	<p>日程第1 署名委員の選出について 善岡代理・川瀬委員にお願い致します。</p>
議 長	<p>日程第2 会議書記の指名 会議書記には、川本事務局長 滝上農地推進員 手嶋主事 下浦主事を配置いたします。</p>
議 長	<p>日程第3 農政報告 南波産業課長よりお願い申し上げます。</p>
参与 (南波)	<p>皆さんご苦労様です。今月の農政報告でございますが、既にご承知かと思いますが、北海道農政事務所によります今年度の水稻の作況指数が8月15日現在で発表をされております。北海道はやや良ということで発表されております。今年は天候も良く、いもち病も少なかったと伺っております。これから収穫ということで作柄については期待の持てる秋なのかという風に思っております。町内の収穫状況におきまして、もち米は8月30日、うるち米は9月6日から始まったと伺っております。また初出荷につきましてもうるち米もち米共に9月10日に行われる予定となっております。メロンすいかについては好天により出荷が早まった状況にありましたけれども去年よりも価格的には高めを推移したという風にも伺っております。本年も刈り取りや乾燥調製作業順調に進みまして、収量の確保と高品質米の生産が行われる事を期待しながら、1件の事故もなく収穫作業を終えられることを祈っているところであります。</p> <p>以上で農政報告と致します。</p>

議 長

日程第4 農業委員会会務報告をお願いします。

事務局長

会務報告 4ページをお開き下さい。

【4ページ朗読】

議 長

日程第5 議事参与の制限について

議事参与の制限はありません。

それではこれより、議案1件の審議に入ります。

議 長

日程第6 議案第20号 農用地利用規程の認定に係る意見書について説明願います。

事務局長

5ページをお開き下さい。

議案第20号 農用地利用規程の認定に係る意見書について

農業経営基盤強化促進法第23条第1項の規定により、北竜町から同意を求められた、別紙の農用地利用規程について議決を求める。

令和3年9月7日提出

別冊資料をご覧ください。

手嶋主事より説明致します。

手嶋主事

特例農用地利用規程の関係で説明させていただきます。

今回申請のありました農用地利用規程ですが、特例農用地利用規程といいまして北竜地区農用地利用改善組合より農業経営基盤強化促進法第23条第2項に基づき申請がありました。市町村は農業委員会にも意見を聞かなければならないため、今回意見の照会がありました。特例農用地利用規程の内容としては実施区域の利用権の設定を受ける者を認定農業者及び農地中間管理機構に限ると言うことでこの規定の要件を満たす区域内の認定農業者及び農地中間管理機構が同意していること、また区域内の農用地等の所有者の2/3以上の同意が得られていることが必要となります。今回の申請のあった区域については町内の西川・和・恵竜を除いた全地区となっております。区域については資料の9ページ以降をご確認ください。資料の7ページに区域内の農地所有者等の情報が記載しております。

この表を元に加入条件が満たされているか説明します。表中にあるように区域内の認定農業者については全て同意を頂いており、下段にあるように農地中間管理機構の同意も得られております。農用地の所有者等の2/3以上の同意についても同意を得ており、要件は全て満たしているものとなっております。
以上で説明を終わります。

議 長

このことについて、質疑等ございますか。

澤田委員

所有者、耕作者の合計数が同意数と同じにはならないのか。

滝上推進員

実際に耕作している方には全て同意は得られている。土地を貸したり町外者、死亡者などの意思表示が出来ない方を引くと75.5%ということになります。

澤田委員

耕作している人は100%となっているということか。

滝上推進員

そうです。それぞれの営農組合の中で取りまとめて頂いているので、問題は無いと思います。全て認定農業者でない方です。

澤田委員

わかりました。

議 長

認定農業者は100%ですね。

滝上推進員

そうです。96人です。後は認定農業者の家族の方になります。

議 長

そのほかに何かありますでしょうか。

採決いたします。同意とされる方は挙手をお願いいたします。

委 員

【全員挙手】

議 長

日程第6 議案第20号 農用地利用規程の認定に係る意見書については承認と致します。

以上で第9回農業委員会総会終了致します。